

(仮称)河内長野市きれいなまちを推進する条例(案)

目的

(目的)

第1条 この条例は、まちの環境美化に関し市、市民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、相互の協力の下に地域の環境美化を図り、もってきれいで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

用語の定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 空き缶等 飲食物等を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器であって、容易に投棄され、かつ、その散乱が生活環境や自然環境を損なうものをいう。
- 二 吸い殻等 たばこの吸い殻、袋類、弁当殻、チューインガムのかみかす、印刷物、包装紙、その他これらに類する物であって、容易に投棄され、かつ、その散乱が生活環境や自然環境を損なうものをいう。
- 三 ポイ捨て 空き缶等又は吸い殻等を回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- 四 犬のふんの放置 犬を所有し、又は管理する者が、当該犬のふんを放置すること。
- 五 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 六 空き家 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるものをいう。
- 七 土地所有者等 市内に所在する土地または建物その他の物件を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

役割

(市長の役割及び施策)

第3条 市長は、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保するため、きれいなまちづくりの推進に関する総合的な施策を策定し、これの実施に努めなければならない。

(事業者の役割)

第4条 河内長野市において事業活動を営む者(以下「事業者」という。)は、その

事業活動によって生活環境等を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講じるとともに、市その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、きれいなまちづくりについての意識を高め、常に生活環境の保全と向上に努めるとともに、自己の所有し、又は占有する土地等を適正に管理することにより、地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

吸い殻空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置等禁止に関する事項

(吸い殻空き缶等のポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(犬のふんの放置の禁止)

第7条 何人も、犬のふんの放置をしてはならない。

(指導)

第8条 市長は、前2条の規定に違反している者に対し、次に掲げる措置(以下「回収等の措置」という。)を講じるよう指導することができる。

- 一 空き缶等又は吸い殻等の回収
- 二 犬のふんの回収
- 三 前2号に掲げるもののほか、違反行為の拡大防止及び原状の回復に必要な措置

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、回収等の措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないことにより、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、回収等の措置を講ずるよう命じることができる。

空き地等の管理に関する事項

(空き地等の適正管理)

第11条 住宅地内の空き地若しくは空き家の敷地又は休耕地(以下「空き地等」という。)の土地所有者等は、雑草の繁茂又は枯れ草等の堆積による火災、犯罪、ごみの不法投棄の誘発並びに通行上の支障(以下「不良状態」という。)を防止するために、雑草、枯れ草等の除去等必要な措置を講じなければならない。

(土地所有者等に対する指導助言)

第12条 市長は、空き地が不良状態にあるとき又は不良状態になるおそれがあるときは、土地所有者等に対し、雑草、枯れ草等の除去その他の不良状態の改善について、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、雑草等の除去その他の不良状態の改善の措置を講ずるように勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお当該空き地等の管理が不良状態にある場合において、当該空き地等の管理が不良状態であることにより、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該土地所有者等に対し、必要な措置をとるよう命じることができる。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該土地所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、河内長野市公告式条例(昭和29年河内長野市条例第1号)第2条第2項に規定する市庁舎掲示場への掲示により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き地等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る土地所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(協力要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する消防長、警察署長に前4条の規定による助言、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、当該空き地等の管理不十分な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(除去のあっせん)

第17条 市長は、空き地の所有者等が自ら雑草、枯れ草等を除去することができないときは、当該空き地の所有者等に雑草、枯れ草等の除去の委託先をあっせんすることができる。

(助成等の支援)

第18条 市長は、市民の自主的集団活動による生活環境保全措置を行う者に対し、必要と認めた場合、土地登記情報の提供等の支援を行うことができる。

(空き地等への立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き地等に立ち入り、必要な調査(以下「立入調査」という。)をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(民事による解決との関係)

第20条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き地等の所有者等と隣人その他当該空き地等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

緑化の推進及び保護樹木に関する事項

(緑化の推進)

第21条 市長は、きれなまちづくりを推進するために、郷土の特色ある樹木を植栽する等、計画的な緑化の推進に努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第22条 市長は、市が管理する学校、公園、街路その他の公共施設の緑化に努めなければならない。

(工場等の緑化)

第23条 工場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該土地内に緑地を確保し、樹木を植栽するなど緑化に努めなければならない。

(土地の緑化)

第24条 市民は、その所有し、又は占有する土地について、樹木を植栽するなど緑化に努めなければならない。

(保護樹木等の指定)

第25条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により保護すべき樹木又は樹林(以下「保護樹木等」という。)の区域を指定することができる。

(1) 保護樹 市民に親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木

(2) 保護樹林 市民に親しまれ、又は由緒由来がある樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹林

(保護樹木等の指定の同意、公示等)

第26条 市長は、前条の規定により、保護樹木等を指定するときは、あらかじめ当該樹木等の所有者等の同意を得なければならない。

2 市長は、保護樹木等を指定する場合には、その旨及びその種目等を公示しなければならない。

3 第1項の指定を受けた保護樹木等の所有者に変更を生じたときは、新たに所有者等となった者は遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第27条 市長は、保護樹木等を指定したときは、当該土地にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

2 何人も、前項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、又は毀損してはならない。

(助成等の措置)

第28条 市長は、第25条に規定する保護樹木等の指定に基づき所有者等がその保護のために負担する費用に対し、必要と認めた場合は、助成し、又は自らその保護についての措置を行わなければならない。

(指定の解除及び区域の変更)

第29条 市長は、特別な理由があると認めるときは、保護樹木等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

2 保護樹木等の指定解除又は変更については、第26条の規定を準用する。

(保護樹木等の保護義務)

第30条 保護樹木等の所有者等は、保護樹木等の枯損の防止、その他の保護に努めなければならない。

2 何人も、保護樹木等が良好な状態に保護されるように協力しなければならない。

(保護樹木等に係る行為の禁止)

第31条 何人も、保護樹木等の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 枝を切除すること。

(2) 樹皮を損傷すること。

(3) 根を切除すること。

(4) その他前各号に掲げるもののほか、良好な成育を妨げる行為

(指導、勧告及び命令)

第32条 市長は、保護樹木等の目的を達成するため、必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前条の規定に違反する者に対し、その保護のため必要な限度において、

当該行為の中止又は回復等に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

公害の防止措置

(公害等に係る苦情の処理)

第 3 3 条 市長は、公害等に関する苦情の相談を受けたときは、関係機関と協力して適切な指導に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第 3 4 条 市長は、公害防止を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対し公害防止協定の締結を要請することができる。

2 事業者は、前項の規定に基づき市長より要請があった場合には、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

監視連絡員及び環境美化活動に関する事項

(監視連絡員の設置)

第 3 5 条 市長は、生活環境等の状況を常に把握するため、「(仮称) 環境監視連絡員」を置くことができる。

(環境美化活動の推進)

第 3 6 条 市長は、環境美化活動を推進するに当たり、広く市民等及び事業者の自主的な参加及び協力を求めるものとする。

2 市長は、公共の場所の環境美化活動を推進するため、継続的な環境美化活動に協力する市民、事業者及び美化清掃団体(以下「環境美化活動団体等」という。) と環境美化に関する協定を締結するものとする。

3 市長は、環境美化活動団体等に対し環境美化活動に必要な支援をするものとする。

4 環境美化活動団体は、地域環境美化活動を推進するために市が実施する施策に協力し、自らの環境美化活動を通じ、市民全体の環境美化意識の向上に寄与するものとする。

(表彰)

第 3 7 条 市長は、環境美化の推進に関し、著しく貢献したものを表彰することができる。

罰則

(過料)

第 3 8 条 第 1 0 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

その他

(規則への委任)

第39条 この条例に規定するもののほか必要な事項は規則で定める。

施行期日

附 則

この条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。